

§ 8 冬季悪天候による休校決定のルール

1. 「SNOW EMERGENCY」が出ている場合

金曜日の午後に「SNOW EMERGENCY」が出ている場合は休校とします。

運営委員長と校長は「SNOW EMERGENCY」による休校の確認を、午後3時までに行います。

2. 「SNOW EMERGENCY」が出ていない場合

スクールバスで通学している地区の運営委員（4地区）は、午後2時までにスクールバスを運行している団体と土曜日の運行が可能かどうかの確認をとります。その上で以下のように対応をし決定します。

【スクールバスが運行可能な場合】

バスを運行している4つの地区を担当する運営委員は、2時までに校長に連絡します。また、その他の運営委員（3地区担当）も、当該地区の状況を3時までに校長へ連絡します。

各地区の状況を確認した上で運営委員の意見を参考に、運営委員長と校長が4時までに決定します。（基本的には通常どおり開校）

【スクールバスが運行不可能な場合】

4地区の運営委員は2時までに校長に連絡します。1地区でも運行不可能な地区がある場合は休校とします。

運営委員長と校長は「スクールバス運行不可能」及び「休校」を確認します。校長はこの旨を各運営委員に3時までに連絡し、次に「休校」の手続きを取ります。

3. 各家庭への連絡

「休校」が決定された場合、校長は、速やかに保護者会の連絡網を通じて「休校」の連絡を行います。同時に、職員への連絡も行います。

なお、「休校」しない場合は混乱を避けるため、一切の連絡はしません。